

保守仕様書

件名：令和8年度複合機21式の保守（FUJIFILM機）

1 保守内容

(1) 保守体制

① 導入する複合機を常時適切な状態で使用できるよう、消耗品の供給、修理等を行うほか、定期的に整備点検を実施し、その都度報告をすること。

② 保守に係る連絡を受けたときは、直ちに必要な対応をすること。

(2) 保守料金

① 用紙及びステープル針代金は含まないものとする。

② 契約形態はカウンター方式とし、①以外の保守に係る全ての料金を含むものとする。

③ テスト出力及び不良出力については、実数による控除若しくは月間使用カウントに対する控除率とする。（例：モノクロモード ○%、カラーモード○% 控除）

2 設置場所及び予定枚数

NO	設置場所	規格	機番	※予定使用枚数/月	
				モノクロ	カラー
1	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 東北農政局生産部	MC6570C2	863424	7,200	2,400
2	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 東北農政局生産部	MC6570C2	863366	2,800	2,100
3	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 東北農政局企画調整室	ApeosPort-VII C6673R	190448	9,500	14,000
4	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 東北農政局総務部会計課	ApeosPort-VII C6673R	190291	5,700	2,700
5	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 東北農政局生産部生産振興課	ApeosPort-VII C6673R	190432	18,600	7,500
6	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 東北農政局農村振興部設計課	ApeosPort-VII C6673R	190275	5,700	11,200
7	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 東北農政局農村振興部土地改良管理課	ApeosPort-VII C6673R	190445	3,900	2,400
8	青森県青森市長島1-3-25 東北農政局青森県拠点	ApeosPort-VII C6673R	190419	5,700	3,900
9	青森県青森市長島1-3-25 東北農政局青森県拠点	ApeosPort-VII C6673R	190418	2,700	1,100
10	青森県青森市長島1-3-25 東北農政局青森県拠点	ApeosPort-VII C6673R	190251	5,700	6,800
11	福島県福島市霞町1-46 東北農政局福島県拠点	ApeosPort-VII C6673R	190300	9,700	4,100
12	福島県双葉郡富岡町中央三丁目6番地 東北農政局震災復興室	ApeosPort-VII C6673R	190285	200	400
13	秋田県秋田市山王7-1-3 東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所	Apeos 6580	102587	2,500	-
14	福島県福島市笛屋字稻場38-7 東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所	ApeosPort-VII C6673R	190396	8,100	6,800
15	福島県福島市笛屋字稻場38-7 東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所	ApeosPort-VII C6673R	190387	12,100	9,500
16	岩手県紫波郡紫波町字才土地70-3 東北農政局山王海葛丸農業水利事業所	ApeosPort-VII C6673R	190377	3,700	1,900
17	秋田県横手市大屋新町字大平99-39 東北農政局平鹿平野農業水利事業所	ApeosPort-VII C6673R	190462	6,700	3,400
18	秋田県横手市大屋新町字大平99-39 東北農政局平鹿平野農業水利事業所	ApeosPort-VII C6673R	190463	13,500	6,900
19	秋田県横手市本町2-9 東北農政局旭川農業水利事業所	ApeosPort-VII C6673R	190458	2,900	2,400
20	秋田県横手市本町2-9 東北農政局旭川農業水利事業所	ApeosPort-VII C6673R	190242	7,400	5,400
21	秋田県横手市本町2-9 東北農政局旭川農業水利事業所	ApeosPort-VII C6673R	190457	2,800	1,700
				合計	137,100 96,600

※上記予定数量は見込みであり、最低枚数を保証するものではない。

※組織改正等に伴い、設置場所の庁舎名の変更及び移転があった場合でも、契約は継承する。

3 環境負荷低減に向けた取組

(1) 環境関係法令の遵守

受注者は、業務の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。なお、本業務の実施に関連すると考えられる主要な法令の例を、次に掲げる。

① 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

② 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）

(2) 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、業務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

① エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努めること。

② 物品調達に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努めること。

③ プラスチック等の廃棄物の削減に努めるとともに、資源の再利用を検討すること。

④ みどりの食料システム戦略の理解に努める、もしくは、環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努めること。